

風水害等対策編の主な修正内容（新旧対照表）

主な修正内容

【第1編 総則】

第1章 計画の概要

第2 計画の性格等（P2）

現行	修正案
1～3 略 4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき 、 大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。	1～3 略 4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき <u>令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、</u> 大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第2章 島根県の防災の基本理念及び施策の概要

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要（P4）

現行	修正案
1 周到でかつ十分な災害予防 (1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。 ア～イ 略 (2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。 ア～イ 略 ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。国及び地方公共	1 周到でかつ十分な災害予防 (1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。 ア～イ 略 <u>ウ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。</u> (2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。 ア～イ 略 ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。国及び地方公共

団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。<u>併せて</u>、消防団・自主防災組織*1等の育成強化、災害ボランティア*2活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。 _____ _____ _____ エ〜カ 略 _____ _____ _____	団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。<u>あわせて</u>、消防団・自主防災組織*1等の育成強化、災害ボランティア*2活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。 <u>なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u> エ〜カ 略 <u>キ 市は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>
--	---

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

第4 事業者や住民等との連携に関する事項（P7）

現行	修正案
関係機関が一体となった防災対策を推進するため、_____ _____ _____ _____市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、<u>災害応急対策に係る事業者等との連携強化</u>を図ること。 _____ _____	関係機関が一体となった防災対策を推進するため、<u>島根県地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、</u>市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化_____を図ること。 <u>また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の検討を行う。</u>

第4章 防災環境

第2 防災対策推進上の留意点（P9）

現行	修正案
1〜2 略 3 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地	1〜2 略 3 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地

域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 _____ _____ _____ _____ _____ 4～5 略	域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 <u>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 4～5 略
--	--

第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱（P16）

現行			修正案		
本市並びに島根県及び本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて本市の地域に係る防災に寄与する。			本市並びに島根県及び本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて本市の地域に係る防災に寄与する。		
機	関	名	処理すべき事務又は業務の大綱		
雲 南 市			略		
島 根 県			略		
雲南警察署			略		
雲南消防本部			略		
指 定 地 方 行 政 機 関	中国四国管区警察局		略		
	_____		_____		
	_____		_____		
	中国総合通信局		略		
	中国財務局 （松江財務事務所）		略		
	中国四国厚生局		略		
機	関	名	処理すべき事務又は業務の大綱		
雲 南 市			略		
島 根 県			略		
雲南警察署			略		
雲南消防本部			略		
指 定 地 方 行 政 機 関	中国四国管区警察局		略		
	中国四国管区行政評価局（島根行政監視行政相談センター）		(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設		
	中国総合通信局		略		
	中国財務局 （松江財務事務所）		略		
	中国四国厚生局		略		

島根労働局	略	島根労働局	略
以下表 略		以下表 略	

【第2編 風水害対策計画】

第1章 風水害予防計画

第2節 土砂災害の予防

第5 土砂災害防止法による防止対策（P31-P32）

現行			修正案		
1～4 略			1～4 略		
5 土砂災害に関する情報提供			5 土砂災害に関する情報提供		
(1) 住民等への土砂災害警戒情報等の周知			(1) 住民等への土砂災害警戒情報等の周知		
ア 県及び松江地方気象台は、 <u>大雨警報発表中において、</u> 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。 _____			ア 県及び松江地方気象台は、 _____ 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。 <u>令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。</u> また、県は、この補足情報として、土砂災害危険度情報を土砂災害予警報システムで該当市町村へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。		
イ 略			イ 略		
表2.1.2.1 <u>土砂災害警戒情報</u> の補足情報（土砂災害危険度情報）			表2.1.2.1 <u>レベル4土砂災害危険警報</u> の補足情報（土砂災害危険度情報）		
相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処法	相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処法
警戒レベル5相当	災害切迫	<u>現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態</u> <u>命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているにもかかわらず極めて危険な状況</u> <u>この状態になる前に避難を完了し、まだ避難していない場合は身の安全の確保</u>	警戒レベル5相当	災害切迫	<u>レベル5土砂災害特別警報の基準を超過している状態</u> <u>命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況</u> _____ <u>直ちに身の安全を確保</u> _____

		<u>が必要</u>			
警戒レベル4相当	危険	<u>降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態</u> <u>土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況</u> <u>避難完了の目安</u>	警戒レベル4相当	危険	<u>レベル4土砂災害危険警報の発表基準</u> <u>土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況</u> <u>危険な場所から全員避難</u>
警戒レベル3相当	警報	<u>大雨警報（土砂災害）</u> の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安	警戒レベル3相当	警報	<u>レベル3土砂災害警報</u> の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル2相当	注意	<u>大雨注意報</u> の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意	警戒レベル2相当	注意	<u>レベル2土砂災害注意報</u> の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意

第1章 風水害予防計画

第6節 防災活動体制の整備

第4 広域応援協力体制の整備（P51-P53）

現行	修正案
1～3 略 4 防災関係機関_____の連携体制の整備 (1) 共通 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。 県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>_____</u>廃棄	1～3 略 4 防災関係機関・<u>企業等</u>との連携体制の整備 (1) 共通 ・<u>_____</u>災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。 ・<u>_____</u>県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄

物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2)～(7) 略

5 応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

- ・ 県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

- ・ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

なお、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。

- ・ 国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2)～(7) 略

5 応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言

県、市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (1)～(4) 略	<u>を行うなどの支援に努める。</u> 県、市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (1)～(4) 略 <u>(5) 県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u>
6 略	6 略

第1章 風水害予防計画

第6節 防災活動体制の整備

第7 罹災証明書の発行体制の整備 (P54)

現行	修正案
1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や____民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 2 略 3 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や____民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化<u>を図る。</u>	1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 2 略 3 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化<u>に努める。</u>

第1章 風水害予防計画

第9節 避難予防対策

第2 避難情報の基準の策定 (P60-P61)

現行

1 避難情報の種類

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。また、気象等の特別警報、警戒、土砂災害警戒情報及び避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難情報一覧

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
略	略	略
警戒レベル2 (気象庁が発表)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<u>大雨注意報</u> <u>洪水注意報</u> <u>高潮注意報（警戒に切り替える可能性に言及されていないもの）</u>
略	略	略

注 略

2 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の適切な運用

国が示す「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準等を定めた「雲南市避難情報の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者

修正案

1 避難情報の種類

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。また、気象等の特別警報、危険警報、警戒レベル2及び避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難情報一覧

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
略	略	略
警戒レベル2 (気象庁が発表)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<u>レベル2 大雨注意報</u> <u>レベル2 土砂災害注意報</u>
略	略	略

注 略

2 「避難情報の判断・伝達マニュアル」の適切な運用

国が示す「避難情報に関するガイドライン」に基づき、対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所、避難すべき区域等について、本市における具体的な判断基準等を定めた「雲南市避難情報の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、気象解説情報（台風）、レベル3 氾濫警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者

や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

3～4 略

や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

3～4 略

第1章 風水害予防計画

第9節 避難予防対策

第3 避難体制の整備 (P64)

現行	修正案
1 避難計画の策定 (1)～(4) 略 (5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 県及び市は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> また、県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 2 略	1 避難計画の策定 (1)～(4) 略 (5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 県及び市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について、情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> また、県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 2 略

第1章 風水害予防計画

第9節 避難予防対策

第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知 (P67)

現行	修正案
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1) 略 (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 略 イ 指定避難所の整備 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 <u>また、</u>必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 <u>また、</u>指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 <u>なお、</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ウ～オ 略 (3) 略	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1) 略 (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 略 イ 指定避難所の整備 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 ・ <u>必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u> ・ <u>指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</u> ・ <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の整備・活用や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を必要に応じて整備するなど、代替水源の確保に努める。</u> ・ <u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u> ウ～オ 略 (3) 略

第2 情報収集管理体制の整備 (P73)

現行	修正案
大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。	大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。
<u>また、</u>災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。	・ <u>災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。</u> ・ <u>災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u>

第3 医療救護体制の整備 (P73)

現行	修正案
災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、<u> </u> <u> </u>災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、<u> </u> <u> </u>島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。 また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。	災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、<u>災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース、<u>災害時健康危機管理支援チーム（DHET）</u>、保健師等チーム、<u>島根災害リハビリテーション支援協会</u>、島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。 また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

第1章 風水害予防計画

第1.3節 輸送体制の整備

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 (P78-P79)

現行	修正案
1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化 (1) 略 (2) 関係機関相互の協力関係の強化 関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。 <u>平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u> 2 略	1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化 (1) 略 (2) 関係機関相互の協力関係の強化 関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 略

第1章 風水害予防計画

第1.3節 輸送体制の整備

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備 (P80)

現行	修正案
1～2 略 3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。 また、_____障害物____除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、_____協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。_____	1～2 略 3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。 また、<u>自然災害発生後の障害物の</u>除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u>とともに、定期</u>

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開 作業が実施できるように、道路啓開__に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

的な見直しを行う。

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という）の作業が実施できるように、道路啓開等に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

修正案

風水害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

・ 本計画で想定する被害は、島根県地域防災計画（震災編）第1編第5章「地震被害想定」に示すように、島根半島沖合（F56）断層の地震による想定被害（最大被害）とする。

・ 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新状況の把握に努める。

・ 食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

- ・ 孤立の可能性のある地区は、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

	・ <u>県及び市町村は、物資の備蓄状況については年に1回、広く県民に公表する。</u> ・ <u>物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u>
--	---

第1章 風水害予防計画

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

第2 廃棄物処理体制の整備 (P88)

現行	修正案
1 略 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 (1)～(2) 略 (3) 略 (4) 略 3～5 略	1 略 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 (1)～(2) 略 <u>(3) 県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u> (4) 略 (5) 略 3～5 略

第1章 風水害予防計画

第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化と連携

第4 自主防災組織の育成強化 (P91-P92)

現行	修正案
1 地域の自主防災組織の育成強化	1 地域の自主防災組織の育成強化 全体計画 ア～エ 略 オ 自主防災組織等の育成 住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団と <u>自主防災組織や防災士等の多様な主体</u> との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。 市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織

	への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。 カ 略
--	--

第1章 風水害予防計画

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第1 基本的な考え方 (P96)

現行	修正案
第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 第1 基本的な考え方 大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。 災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。 県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図り、</u>災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。 <u>また、</u>全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。	第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・<u>連携体制の強化</u> 第1 基本的な考え方 大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。 災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。 ・<u>県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を<u>図る。また、</u>災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から登録被災者援護協力団体との連携強化に努め、</u>活動環境の整備を図る。 ・<u>全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。</u>

第3 災害ボランティアとの連携体制の整備 (P96)

[illegible]

第4 災害ボランティアの育成 (P96-P97)

現行	修正案
県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成<u> </u> に努める。	県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成、<u>及び避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保</u>に努める。

第6 災害ボランティアの育成 (P97)

現行	修正案
県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動につ	県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるＮＰＯ等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動につ

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、県及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な普及・啓発に努める。

第8 災害教訓の伝承 (P102)

現行	修正案
1 略 2 住民は、<u> </u>自ら災害教訓の伝承に努める。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。	1 略 2 住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努める。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築 (P109)

現行	修正案
1～2 略	1～2 略
3 避難行動要支援者の避難支援	3 避難行動要支援者の避難支援
(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別避難計画等の作成に努める。	(1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別避難計画等の作成に努める。 <u>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u>
(2) 略	(2) 略
4 略	4 略

第1章 風水害予防計画

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第3 地域における要配慮者対策（P109-P110）

現行	修正案
1 略 <u>2</u> 略 <u>3</u> 略 <u>4</u> 略	1 略 <u>2 社会福祉施設等における対策</u> <u>市はDWA Tの受け入れ態勢の整備に努める。</u> <u>なお、県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。</u> <u>また、県は、しまね災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：島根県社会福祉協議会）と連携して、災害発生時において要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対して福祉支援を行う島根県災害派遣福祉チーム（しまねDWA T）を避難所等に派遣する体制を整備し、災害時の福祉支援体制の確保に努める。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略

第2章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方（P114）

現行	修正案
略 (1) 県 県下に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び <u> </u>警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。	略 (1) 県 県下に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び <u>危険警報</u>、警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の略実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。 また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関 _____ 等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。 (2)～(3) 略	県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。 また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。 (2)～(3) 略
---	--

第2章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第3 市の応急活動体制の確立（P117-P122）

現行	修正案																												
1 応急活動体制 (1)～(2) 略 (3) 職員の動員配備 市は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び 警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。 2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(2) 略 雨の強さと降り方※出典:気象庁ホームページ（雨の強さと降り方）（平成29年9月一部改正） <table><tr><th>1時間雨量 (mm)</th><th>予報用語</th><th>人の受ける イメージ</th><th>人への影響</th><th>屋 内 (木造住宅を 想定)</th><th>屋外の様子</th><th>車に乗っていて</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときはは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。 (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。 風の強さと吹き方※出典:気象庁ホームページ（風の強さと吹き方）（平成29年9月一部改正）	1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて	略	略	略	略	略	略	略	1 応急活動体制 (1)～(2) 略 (3) 職員の動員配備 市は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び危険警報、警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。 2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(2) 略 雨の強さと降り方※出典:気象庁ホームページ（雨の強さと降り方）（平成29年9月一部改正） <table><tr><th>1時間雨量 (mm)</th><th>予報用語</th><th>人の受ける イメージ</th><th>人への影響</th><th>屋 内 (木造住宅を 想定)</th><th>屋外の様子</th><th>車に乗っていて</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table> (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときなどには警報を、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難がひつようなときには危険警報を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。 (注2) レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには気象防災速報（記録的短時間大雨）を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫による災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。 風の強さと吹き方※出典:気象庁ホームページ（風の強さと吹き方）（平成29年9月一部改正）	1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて	略	略	略	略	略	略	略
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて																							
略	略	略	略	略	略	略																							
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて																							
略	略	略	略	略	略	略																							

災害対策本部	1 雲南市に <u>大雨・暴風の特別警報</u> _____ _____ のいずれかが発表されたとき	自動設置	全職員 (各部局の動員体制表による)
	2 雲南市において <u>大雨警報</u> _____ _____ が発表され、かつ <u>時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上</u> と予想されるとき		
	3 市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、指示する

(3) 準備体制

風水害等の災害時において警戒本部を設置する前の体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続

雲南市に大雨警報、又は洪水警報_____

以外の警報等が発表されたとき、また、停電が発生したとき、防災部長が必要と認めた場合、準備班を設置する。

イ 動員

防災部防災安全課職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災部長の判断により廃止を決定する。

(4) 警戒体制

風水害等の災害時において災害警戒本部を設置する前の警戒体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置する。

(ア) 雲南市に大雨警報、又は洪水警報_____

が発表されたとき

災害対策本部	1 雲南市に <u>レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、暴風特別警報</u> のいずれかが発表されたとき	自動設置	全職員 (各部局の動員体制表による)
	2 雲南市において <u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨特別警報、レベル3 土砂災害警報</u> が発表され、かつ <u>時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上</u> と予想されるとき		
	3 市長が必要と認めたとき	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と防災部長が協議の上、市長が決定し、指示する

(3) 準備体制

風水害等の災害時において警戒本部を設置する前の体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続

雲南市にレベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報以外の警報等が発表されたとき、また、停電が発生したとき、防災部長が必要と認めた場合、準備班を設置する。

イ 動員

防災部防災安全課職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災部長の判断により廃止を決定する。

(4) 警戒体制

風水害等の災害時において災害警戒本部を設置する前の警戒体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置する。

(ア) 雲南市にレベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれかが発表されたとき

(イ) 雲南市に<u>大雨警報</u>、<u>洪水警報</u>が発表され、軽微な災害が発生する危険があり、副市長が 必要と認めたとき イ 動員 以下の基準のいずれかに該当するときは、指定された職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。 (ア) 雲南市に<u>大雨警報</u>、<u>又は洪水警報</u>が発表された場合は、防災担当指定職員とする。 (イ) 雲南市に<u>大雨警報</u>、<u>洪水警報</u>が発表され、軽微な災害が発生する危険があり、副市長が必要と認めた場合は、防災担当指定職員、防災部職員及び総合センター職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。 ウ 略 (5) 災害警戒本部体制 風水害災害体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。 ア 警戒本部 (ア) 体制の基準、決定、設置の手続き、公表 以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部体制をとる。 a 雲南市に<u>大雨警報</u>が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき b 略 (イ) 動員 以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。 a 雲南市に<u>大雨警報</u>が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想される場合は、本庁の割り当てられた職員及び総合センター全職員とする。 b 略 (ウ) ～ (エ) 略	(イ) 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、軽微な災害が発生する危険があり、副市長が 必要と認めたとき イ 動員 以下の基準のいずれかに該当するときは、指定された職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。 (ア) 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表された場合は、防災担当指定職員とする。 (イ) 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、軽微な災害が発生する危険があり、副市長が 必要と認めた場合は、防災担当指定職員、防災部職員及び総合センター職員は、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。 ウ 略 (5) 災害警戒本部体制 風水害災害体制の基準に基づく、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。 ア 警戒本部 (ア) 体制の基準、決定、設置の手続き、公表 以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部体制をとる。 a 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき b 略 (イ) 動員 以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。 a 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想される場合は、本庁の割り当てられた職員及び総合センター全職員とする。 b 略 (ウ) ～ (エ) 略
--	---

(6) 災害対策本部体制 風水害災害の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。 ア 対策本部体制 （ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表 以下の基準のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。 a 雲南市に<u>大雨・暴風の特別警報</u> _____いづれかが発表されたとき b 雲南市に<u>大雨警報</u> _____が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき c 略 （イ）動員 以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。 a 雲南市に<u>大雨・暴風の特別警報</u> _____のいずれかが発表された場合、又は雲南市に<u>大雨警報</u> _____が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想される場合は全職員とする。 b 略 （ウ）～（オ） 略	(6) 災害対策本部体制 風水害災害の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。 ア 対策本部体制 （ア）体制の基準、決定、設置の手続き、公表 以下の基準のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。 a 雲南市に<u>レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、暴風特別警報</u>のいずれかが発表されたとき b 雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき c 略 （イ）動員 以下の基準のいずれかに該当するとき、関係職員を動員する。 a 雲南市に<u>レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、暴風特別警報</u>のいずれかが発表された場合、又は雲南市に<u>レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報のいずれか</u>が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想される場合は全職員とする。 b 略 （ウ）～（オ） 略
---	--

第2章 風水害応急対策計画

第2節 災害情報の収集・伝達

第3 気象予報及び警報等の収集・伝達（P132-P139）

現行	修正案
気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、<u>気象等情報</u>、火災警報及び知事、市長等が行う通報、警告<u>（以下「予警報等」という。）</u>の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。 （注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地	気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、<u>気象情報等</u>、火災警報及び知事、市長等が行う通報、警告_____の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。 （注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地

象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。(以下同じ)

(注2) 気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。(以下同じ)

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等をデジタル防災無線(戸別受信機を含む。)等により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、 警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、 警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、 警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台は、天気予報は一次細分区

象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。(以下同じ)

(注2) 気象情報等とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。(以下同じ)

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等をデジタル防災無線(戸別受信機を含む。)等により、住民等への伝達に努める。なお、県は、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報及び暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市、関係機関等に設置された受令システムに気象予報及び警報等を伝達できるようになっており、総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台は、天気予報は一次細分区

防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、 警報及び注意報を発表する。

(2) **気象等情報**の発表

また、気象庁は竜巻注意情報及び記録的短時間大雨情報を発表する。

(3) 略

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル~~（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）~~、浸水キキクル~~（大雨警報（浸水害）の危険度分布）~~、洪水キキクル~~（洪水警報の危険度分布）~~および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は資料編のとおりである。

気象庁より、5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては、時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ一時細分区域発表単位（島根県東部、島根県西部、島根県隠岐）で、2日先から5日先にかけては、1日単位で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位（島根県）で発表される。大雨、高潮に関して、「高」、「中」が予想される場合は、災害への

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、危険警報、警報及び注意報を発表する。

(2) **気象情報等**の発表

また、気象庁は気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）及び気象防災速報（記録の短時間大雨）を発表する。

(3) 略

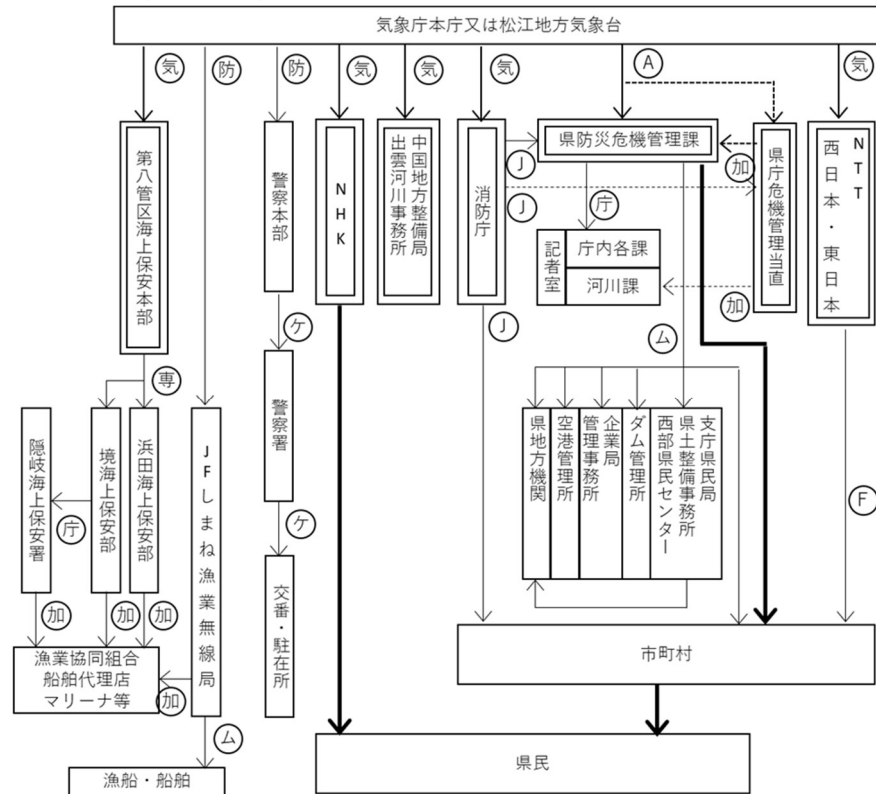
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル、浸水キキクル

、洪水キキクル、大雨キキクル
 および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は資料編のと
 おりである。

気象庁より、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては、時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ一時細分区域発表単位（島根県東部、島根県西部、島根県隠岐）で、3日先から5日先にかけては、1日単位で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位（島根県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、「高」、「中」が予想される場合は、災害への

心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ ※ 略 特別警報、_____警報及び注意報（市町村）や天気予報（東部、西部、 隠岐）の発表区域 区域図 略	心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 <u>(6) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> <u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。</u> <u>翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u> <u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて提示の発表を待たず臨時で発表される。</u> ※ 略 特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報（市町村）や天気予報（東部、西部、 隠岐）の発表区域 区域図 略
---	---

気象等特別警報及び警報伝達経路図 (図2.2.2.4)

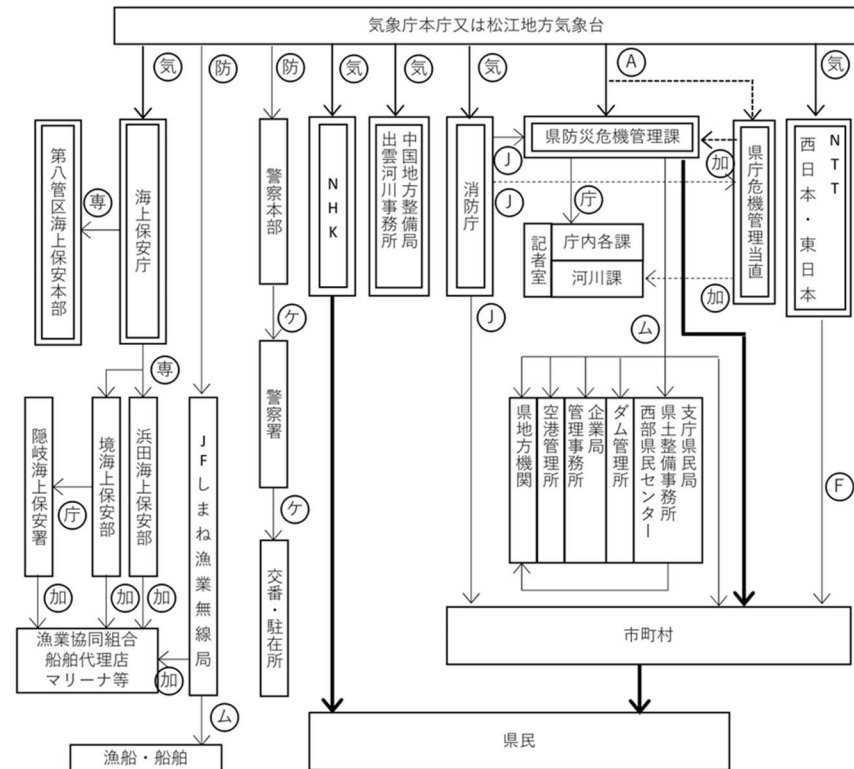


- (注1) ○印は、通報の方法を示す。
- 専 …… 専用回線
 庁 …… 庁舎内線
 加 …… 加入電話
 F …… ファクシミリ
 ケ …… 警察電話
- △ …… 無線回線
 J …… 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 防 …… 防災情報提供システム (インターネット)
 A …… アデス 総合防災情報システム
 気 …… 気象庁本庁より配信
- 無印は、適宜の方法による。
 (注2) 線は、通報の時間を示す。
 昼夜とも
 ——— 勤務時間外 (※1) のみ

(注3)
二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1〔勤務時間外の定義〕
勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。
ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間
イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
ウ、年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

気象等特別警報及び警報伝達経路図 (図2.2.2.4)



- (注1) ○印は、通報の方法を示す。
- 専 …… 専用回線
 庁 …… 庁舎内線
 加 …… 加入電話
 F …… ファクシミリ
 ケ …… 警察電話
- △ …… 無線回線
 J …… 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
 防 …… 防災情報提供システム (インターネット)
 A …… アデス 総合防災情報システム
 気 …… 気象庁本庁より配信
- 無印は、適宜の方法による。
 (注2) 線は、通報の時間を示す。
 昼夜とも
 ——— 勤務時間外 (※1) のみ

(注3)
二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
太線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※1〔勤務時間外の定義〕
勤務時間外とは、次の時間帯をいうものとする。
ア、平日0時00分から8時30分までおよび17時15分から24時00分までの間
イ、土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
ウ、年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

松江地方気象台と県は、<u>大雨警報発表中</u>において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。 (2)～(5) 略 4～9 略	松江地方気象台と県は、<u>レベル3大雨警報等発表中</u>において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。 (2)～(5) 略 4～9 略
---	--

第2章 風水害応急対策計画

第4節 広域応援体制

第3 市町村における広域応援体制 (P158)

現行	修正案
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略 <u>(4) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。</u> <u>市は、要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>

第2章 風水害応急対策計画

第6節 災害救助法の適用

第6 災害救助の実施方法等 (P175-P176)

現行				修正案			
1～3 略 表2.2.7.4 災害救助法による救助の種類、対象、期間				1～3 略 表2.2.7.4 災害救助法による救助の種類、対象、期間			
救助の種類	対 象	期 間	備 考	救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	略	略	略	避難所の設置	略	略	略
応急仮設住宅の 給	略	略	略	応急仮設住宅の 給	略	略	略
炊き出しその他	略	略	略	炊き出しその他	略	略	略

による食品の給与			
飲料水の供給	略	略	略
被服寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	略	略	略
医療	略	略	略
助産	略	略	略
被災者の救出	略	略	略

以下表 略

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括	略
被害状況等の調査・報告	略
応急仮設住宅の供給	略
避難所の設置運営	略
炊き出し等食品の給与	略
飲料水の供給	略
生活必需品の給与	略
応急医療の実施、助産	略
救出	略
被災住宅の応急修理	略
教科書・学用品等の給与	略

による食品の給与			
飲料水の供給	略	略	略
被服寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	略	略	略
医療	略	略	略
助産	略	略	略
被災者の救出	略	略	略
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	災害発生の日から7日以内	福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。

以下表 略

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括	略
被害状況等の調査・報告	略
応急仮設住宅の供給	略
避難所の設置運営	略
炊き出し等食品の給与	略
飲料水の供給	略
生活必需品の給与	略
応急医療の実施、助産	略
救出	略
被災住宅の応急修理	略
教科書・学用品等の給与	略

死体の埋火葬 死体等の搜索 検案等死体の処理 障害物の除去	略 略 略 略	死体の埋火葬 死体等の搜索 検案等死体の処理 障害物の除去	略 略 略 略
輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出	略 略 略 略 略	輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難に係る支援 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・福祉サービスの提供	略 略 略 略 略 <u>第7節 避難活動</u>
・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	略 略 略 略	・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	略 略 略 略

第2章 風水害応急対策計画

第7節 避難活動

第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営（P187-P189）

現行	修正案
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (1) 略 (2) ア～カ 略 キ 次の事項の県への速やかな報告 (ア) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時 <u>及び場所</u> (イ) ～ (オ) 略 (3)～(4) 略 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所 <u>運営</u> 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初から <u>パーティ</u>	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (1) 略 (2) ア～カ 略 キ 次の事項の県への速やかな報告 (ア) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時、<u>場所及び全国共通避難所・避難場所ID</u> (イ) ～ (オ) 略 (3)～(4) 略 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所 <u>等の運営</u> 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u>パーティ

ションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、
食事供与の状況、

トイレの設置状況、
避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、
栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴
に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じ
よう努める。併せて以下の点に留意する。

(1) 指定避難所 の運営方法

ア～サ 略

シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

(ア)～(オ) 略

(カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避
難所における安全性の確保

(キ) 女性や子育て家
庭のニーズに配慮した指定避難所運営

ス～ソ 略

(2) 保健・福祉・衛生対策

県及び市は以下の点に留意する。

ア～イ 略

ウ 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネ
ットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉
的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等にお
ける個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる

エ～ケ 略

ションや簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの
取れた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給
食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、
快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設
置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、
必要な対策を講じるよう努める。また、洗濯等の生活
に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じ
よう努める。

また、国の災害対応車両検索システム（D-TRACE）の活用や、民間企
業との協定に基づき、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス
等を設置し、良好な生活環境の確保に努める。

(1) 指定避難所等の運営方法

ア～サ 略

シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

(ア)～(オ) 略

(カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避
難所等における安全性の確保

(キ) キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家
庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営

ス～ソ 略

(2) 保健・福祉・衛生対策

県及び市は以下の点に留意する。

ア～イ 略

ウ 福祉的支援ニーズへの対応

特に、要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を
要する者）が抱える福祉ニーズに対し、県が市町村から要請を受け
た場合等は、しまね災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：島根
県社会福祉協議会）と調整し、島根県災害派遣福祉チーム（しまね
DWAT）の派遣を行う。また、県内でのDWAT活動が困難な場
合、必要に応じて、国（厚生労働省）や災害福祉支援ネットワーク
中央センター等とも調整し、他都道府県DWATの派遣を要請する。

エ～ケ 略

3～5 略

第2章 風水害応急対策計画

第7節 避難活動

第8 広域一時滞在（P190）

現行	修正案
1 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 2～6 略	1 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。<u>また、市は広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行い、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u> 2～6 略

第2章 風水害応急対策計画

第10節 医療救護

第2 医療救護活動（P198）

現行	修正案
1～8 略	1～8 略 <u>9 DHEAT、保健師等チームの派遣・活動</u> <u>県保健医療福祉調整本部は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、保健師等チームを被災地へ派遣する。</u> <u>また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DHEAT及び保健師等チームの派遣を要請する。</u>

第2章 風水害応急対策計画

第11節 警備活動

第2 災害警備体制の確立（P201）

現行	修正案
1 警備体制の区分 警備体制は、以下の区分に従って実施する。	1 警備体制の区分 警備体制は、以下の区分に従って実施する。

(1) 警備体制 県内に、<u>大雨、洪水</u>、強風等の注意報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると認められるとき。 (2) 警戒体制 県内に、<u>大雨、洪水</u>、暴風等の警報（波浪警報を除く、以下同じ）が発表されるなど、県内で災害の発生が予想されるとき。 (3) 非常体制 県内に、<u>大雨、洪水</u>、暴風等の警報が発表されるなど、県内で大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2～5 略	(1) 警備体制 県内に、<u>レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報</u>、強風等の注意報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると認められるとき。 (2) 警戒体制 県内に、<u>レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報</u>、暴風等の警報（波浪警報を除く、以下同じ）が発表されるなど、県内で災害の発生が予想されるとき。 (3) 非常体制 県内に、<u>レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報</u>、暴風等の警報が発表されるなど、県内で大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 2～5 略
---	---

第2章 風水害応急対策計画

第12節 交通確保、規制

第5 道路啓開（P213）

現行	修正案
1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) 略 (2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等</u>を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。 救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>が</u>災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。 (3) 略 2 道路啓開作業の実施	1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) 略 (2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>・TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により</u>、<u>ヘリ、無人航空機等</u>を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。 救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。 (3) 略 2 道路啓開作業の実施

(1) 略 (2) 啓開作業 道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を<u>実施する。</u> なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。 ア～ケ 略	(1) 略 (2) 啓開作業 道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を<u>行い、緊急車両の通行の確保に努める。</u> なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。 ア～ケ 略
--	---

第2章 風水害応急対策計画

第13節 緊急輸送

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 (P217)

現行	修正案																												
1 略 2 輸送拠点等の確保 市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救護物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。	1 略 2 輸送拠点等の確保 市内の重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救護物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所、総合センター 消防、警察</td><td>・市役所〔第1次〕、<u> </u>総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>ヘリポート 場外離着陸場</td><td>・市内場外離着陸場〔第3次〕</td></tr> <tr> <td><u>鉄道駅前広場</u></td><td><u>・市内ＪＲ駅広場（加茂中駅、出雲大東駅、木次駅）</u></td></tr> <tr> <td>市物資集積予定地</td><td>・市内物資集積予定地（<u> </u>総合センター等）〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>道路空間を利用した防災 拠点</td><td>・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>災害医療拠点</td><td>・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕</td></tr> </tbody> </table>	拠点の種類	内 容	市役所、総合センター 消防、警察	・市役所〔第1次〕、 <u> </u> 総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕	ヘリポート 場外離着陸場	・市内場外離着陸場〔第3次〕	<u>鉄道駅前広場</u>	<u>・市内ＪＲ駅広場（加茂中駅、出雲大東駅、木次駅）</u>	市物資集積予定地	・市内物資集積予定地（ <u> </u> 総合センター等）〔第2次〕	道路空間を利用した防災 拠点	・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕	災害医療拠点	・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所、総合センター 消防、警察</td><td>・市役所〔第1次〕、<u>雲南市上下水道局</u>、総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>ヘリポート 場外離着陸場</td><td>・市内場外離着陸場〔第3次〕</td></tr> <tr> <td><u> </u></td><td><u> </u></td></tr> <tr> <td>市物資集積予定地</td><td>・市内物資集積予定地（<u>市役所</u>、総合センター等）〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>道路空間を利用した防 災拠点</td><td>・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕</td></tr> <tr> <td>災害医療拠点</td><td>・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕</td></tr> </tbody> </table>	拠点の種類	内 容	市役所、総合センター 消防、警察	・市役所〔第1次〕、 <u>雲南市上下水道局</u> 、総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕	ヘリポート 場外離着陸場	・市内場外離着陸場〔第3次〕	<u> </u>	<u> </u>	市物資集積予定地	・市内物資集積予定地（ <u>市役所</u> 、総合センター等）〔第2次〕	道路空間を利用した防 災拠点	・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕	災害医療拠点	・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕
拠点の種類	内 容																												
市役所、総合センター 消防、警察	・市役所〔第1次〕、 <u> </u> 総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕																												
ヘリポート 場外離着陸場	・市内場外離着陸場〔第3次〕																												
<u>鉄道駅前広場</u>	<u>・市内ＪＲ駅広場（加茂中駅、出雲大東駅、木次駅）</u>																												
市物資集積予定地	・市内物資集積予定地（ <u> </u> 総合センター等）〔第2次〕																												
道路空間を利用した防災 拠点	・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕																												
災害医療拠点	・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕																												
拠点の種類	内 容																												
市役所、総合センター 消防、警察	・市役所〔第1次〕、 <u>雲南市上下水道局</u> 、総合センター〔第2次〕 ・雲南消防本部、雲南警察署〔第2次〕																												
ヘリポート 場外離着陸場	・市内場外離着陸場〔第3次〕																												
<u> </u>	<u> </u>																												
市物資集積予定地	・市内物資集積予定地（ <u>市役所</u> 、総合センター等）〔第2次〕																												
道路空間を利用した防 災拠点	・インターチェンジ等（三刀屋木次、吉田掛合等）〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の駅〔第2次〕																												
災害医療拠点	・地域災害拠点病院（雲南市立病院）〔第1次〕 ・救急告示病院（平成記念病院）〔第2次〕																												

災害応急対策・復旧拠点 <u>・市内都市公園（大東公園、加茂中央公園等）</u>	_____
※〔第1次〕～〔第3次〕 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点 3 輸送拠点の開設 県は、広域防災拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、_____各指定避難所までの輸送体制を確保する。 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 4 略	※〔第1次〕～〔第3次〕 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により定められている第1次～第3次防災拠点 3 輸送拠点の開設 県は、広域防災拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、各指定避難所までの輸送体制を確保する。 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 4 略

第2章 風水害応急対策計画

第14節 水防

第3 河川出水・浸水被害の拡大防止（P219）

現行	修正案
1 水防情報の受信・伝達 各水防組織は、「雲南市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、_____警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。 各水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示の実施に努める。 2 略	1 水防情報の受信・伝達 各水防組織は、「雲南市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。 各水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示の実施に努める。 2 略

第2章 風水害応急対策計画

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）（P224-P225）

現行	修正案
1～2 略 3 上水道施設応急措置 (1) 応急復旧 <u>水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。</u> ア 給水の応急復旧 住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。 イ 略 (2) 略 4 下水道施設応急措置 (1) 応急復旧 被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。 5 略	1～2 略 3 上水道施設応急措置 (1) 応急復旧 <u>上下水道局は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。</u> ア 給水の応急復旧 住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。 <u>また、下水道管理者との連携を図り、復旧に努める。</u> イ 略 (2) 略 4 下水道施設応急措置 (1) 応急復旧 被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。 <u>また、上下水道局との連携を図り、復旧に努める。</u> 5 略

第2章 風水害応急対策計画

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第4 飲料水等の供給（P241-P242）

現行	修正案
略 1 給水の実施 <u>市及び水道企業団</u>は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるい	略 1 給水の実施 <u>上下水道局</u>は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるい

は給水資機材が不足するときは、<u>近隣市町村又は県</u>に速やかに応援を要請する。 (1) 情報の収集 <u>市及び水道企業団</u>は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ア～エ 略 (2) 略 (3) 広報 <u>市及び水道企業団</u>は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）を用いてきめ細かく住民に広報する。 なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 (4)～(5) 略 (6) 応援要請 激甚災害等のため市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、<u>近隣市町村又は県、関係機関</u>に速やかに応援を要請する。 (7)～(13) 略 2 略	は給水資機材が不足するときは、<u>日本水道協会島根県支部</u>に速やかに応援を要請する。 (1) 情報の収集 <u>上下水道局</u>は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ア～エ 略 (2) 略 (3) 広報 <u>上下水道局</u>は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）を用いてきめ細かく住民に広報する。 なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 (4)～(5) 略 (6) 応援要請 激甚災害等のため市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、<u>日本水道協会島根県支部</u>に速やかに応援を要請する。 (7)～(13) 略 2 略
---	--

第2章 風水害応急対策計画

第21節 文教対策

第4 応急教育の実施（P248）

現行	修正案
県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。 また、 仮校舎及び 仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生	県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。 また、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用した、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の受け入れ、</u>仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生

活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。 (1)～(8) 略	活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。 (1)～(8) 略
--	--

第3章 風水害復旧・復興計画

第3節 激甚災害の指定

第6 激甚法に定める事業及び関係部局（P281）

現行			修正案		
激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。			激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。		
適用条項	事業名	県関係部局名	適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1～9 略	略	第3条	1～9 略	略
	10 <u>婦人保護施設災害復旧事業</u>	健康福祉部		10 <u>女性自立支援施設災害復旧事業</u>	健康福祉部
以下表 略			以下表 略		

【第3編 事故災害等対策計画】

第2章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

第2 災害情報の収集・連絡体制の整備（P294）

現行		修正案	
1 基本的事項	航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要がある。よって、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組み_____ _____を整備する。	1 基本的事項	航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報を伝達する必要がある。よって、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組み<u>の整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制</u>を整備する。
2 略		2 略	

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

第3 災害情報の収集・伝達体制の整備 (P314-P315)

現行	修正案
1 基本的事項 危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、県、市、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 _____ _____ _____ 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 県（防災部、健康福祉部）及び市は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等 _____ に _____ 留意 するため、 _____ _____ _____ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。 _____ _____ _____ (2) 略 3 略	1 基本的事項 危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、県、市、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。<u>機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</u> 2 情報通信設備の整備 (1) 情報収集伝達機器の整備等 県（防災部、健康福祉部）及び市は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。 なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等 <u>の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。</u> <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。</u> <u>携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備を検討する。</u> (2) 略 3 略

第6章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

第2 林野火災に強い地域づくり (P329)

現行	修正案
1 林野火災に強い森林の造成 森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿いなどにおいて、<u>耐火性のある樹種を植栽し、</u>防火林道、<u>防火樹帯の整備を検討する。</u> また、下刈の励行、除伐・間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。 2～4 略	1 林野火災に強い森林の造成 森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿いなどにおいて、<u>消火活動の円滑な実施のための</u>防火林道、<u>及び耐火性のある樹種を植栽し、</u>防火林帯の整備を検討する。 また、下刈の励行、除伐・間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。 2～4 略

第6章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

第3 災害応急・復旧体制の整備 (P330-P332)

現行	修正案
1 情報の収集・伝達体制の整備 (1)～(4) 略 (5) 通信体制の整備 県、市、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部<u>における</u>災害時の無線通信手段の確保に努める。 2 災害応急活動体制の整備 (1) 防災関係機関の連携体制 ア～ウ 略 _____ _____ _____ 3 略 4 消火活動体制の整備	1 情報の収集・伝達体制の整備 (1)～(4) 略 (5) 通信体制の整備 県、市、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部<u>での利用を前提とした</u>災害時の無線通信手段の確保に努める。 2 災害応急活動体制の整備 (1) 防災関係機関の連携体制 ア～ウ 略 <u>エ 消防庁</u> <u>県（防災部防災危機管理課、消防総務課）は、消防庁と林野火災発生時における活動について緊密に協議し、連携体制を確保しておく。</u> 3 略 4 消火活動体制の整備

区域を把握する。 _____ _____ _____ また、_____ _____森林保全巡視員を 設置し、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。 2 防災知識の普及・啓発 <u>県及び市は、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等入山者に対して、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。</u> _____ _____ _____ _____ _____ 県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進める。 また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。 3 防災訓練の実施 県は、林野火災を想定し、消防本部、市、林業関係団体_____等関係機関が相互に連携した_____防災訓練の実施を検討する。 また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。	区域を把握する。 <u>市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応に努める。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</u> また、<u>乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、住民等に対する注意喚起をするとともに、</u>森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。 2 防災知識の普及・啓発 <u>県、市町村及び消防本部は林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</u> 県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進める。 また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。 3 防災訓練の実施 県は、林野火災を想定し、消防本部、市、林業関係団体、<u>消防団</u>等関係機関が相互に連携した<u>実践的かつ効果的な</u>防災訓練の実施を検討する。 また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。
--	---

第6章 林野火災対策計画

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方 (P334)

現行	修正案
1 趣旨 <u>林野火災の発生に際して、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐために必要な対策を実施する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	1 趣旨 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。</u> <u>このため、県、市町村及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</u>

第6章 林野火災対策計画

第2節 災害応急対策

第3 災害応急活動体制の確立 (P335)

現行	修正案
1 基本的事項 大規模な林野火災が発生した場合において、県、市、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。 2～3 略 _____ _____ _____	1 基本的事項 大規模な林野火災が発生した場合において、県、市、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。 2～3 略 <u>4 林業関係事業者の活動体制</u> <u>林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。</u>

第6章 林野火災対策計画

第2節 災害応急対策

第5 消火活動 (P335-P336)

現行	修正案
1 消防本部と自主防災組織等との連携 消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市町村、消防本部等はそのための連絡調整に努める。 なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。 また、市の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市の消火活用を支援する。 2 応援要請等 発災現場の市、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努める。	<u>火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u> 1 消防本部と自主防災組織等との連携 消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市町村、消防本部等はそのための連絡調整に努める。<u>また、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u> なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。 また、市の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、市の消火活用を支援する。 2 応援要請等 発災現場の市、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努める。 <u>応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防水の確保が可能な車両等を活用する。</u> <u>応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。</u> <u>応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。</u>

第9章 ライフライン災害対策計画

第1節 災害予防

第2 関係施設設備の安全性の確保 (P358)

現行	修正案
1～2 略 3 上水道施設の安全性の確保 (1) 水道施設の現況 水道事業は、<u>市</u>が経営しており、風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。<u>地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高い。</u> (2) 自主保安体制の構築 <u>水道事業者</u>は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。 ア 貯水、取水、浄水施設など<u>水道施設</u>の重要構造物について、<u>耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。</u> イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い<u>石綿セメント管</u>については、耐震性の高い<u>ダクタイル鋳鉄管</u>に取り替える<u>とともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。</u> <u>ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。</u> <u>エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。</u> <u>オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。</u> <u>カ 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。</u> <u>キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。</u> (3) 防災教育・訓練の充実 各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向	1～2 略 3 上水道施設の安全性の確保 (1) 水道施設の現況 水道事業は、<u>雲南市上下水道局</u>が経営しており、風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。_____ (2) 自主保安体制の構築 <u>上下水道局</u>は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。 ア 貯水、取水、浄水施設など_____の重要構造物の<u>整備・保守・点検に努める</u>_____。 イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い_____管については、耐震性の高い_____管等の強度的に強い管に取り替える_____。 _____ _____ <u>ウ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、_____配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。</u> _____ _____ <u>エ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。</u> (3) 防災教育・訓練の充実 各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向

上を図る。 また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。 4 下水道施設の安全性の確保 「島根県地域防災計画 第2編 第1章 第4節 第4—4」に記載のとおり _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 5 略	上を図る。 _____ 4 下水道施設の安全性の確保 (1) 下水道施設の現況 _____ 市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、簡易排水、農業集落排水事業及び合併浄化槽等により処理を行っている。 (2) 自主保安体制の構築 下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。 ア 下水道施設の整備・保守・点検に努める。 イ 協定等に基づく相互応援体制の整備に努める。 ウ 災害時用の資機材の整備に努める。 (3) 防災教育・訓練の充実 災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、<u>平時から教育・訓練を実施する。</u> 5 略
---	---